

駐車監視員活動ガイドライン

【杉並 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	主要地方道318号	環状七号線	高円寺北1-21先大和陸橋	和田2-7先和田堀橋	7-22	
2	主要地方道4号	青梅街道	阿佐谷南3-49先天沼陸橋交差点	和田三丁目交差点	7-22	
3	主要地方道7号	五日市街道	梅里1-8先青梅街道五日市街道入口交差点	成田西3-20先	7-22	
4	区道	高南通り	JR高円寺駅南口交差点	梅里1-8先青梅街道五日市街道入口交差点	9-20	
5	都道427号	中杉通り	阿佐谷北六交差点	阿佐谷南1-15先青梅街道杉並区役所前交差点	9-20	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道25号	早稲田通り	阿佐谷北六交差点	高円寺北2丁目41	7-22	
2	主要地方道433号	大久保通り	大久保通り入口交差点	高円寺南1-27先	7-22	
3	区道	バス通り	JR高円寺駅北口交差点	高円寺駅入口交差点	9-20	
4	区道	中央通り	高円寺南4-7先	高円寺南4-13、4-1先環状七号線まで	9-20	
5	区道	本郷通り	和田1-18 富士見橋	和田2-7 大聖堂入口交差点	7-22	
6	区道	—	阿佐ヶ谷南3-36阿佐ヶ谷南口	成田西1-14 成田西1丁目交差点	8-22	バス路線
7	区道	東高円寺バス通り	東高円寺駅前交差点	東高円寺駅北交差点	7-22	バス路線

重点地域

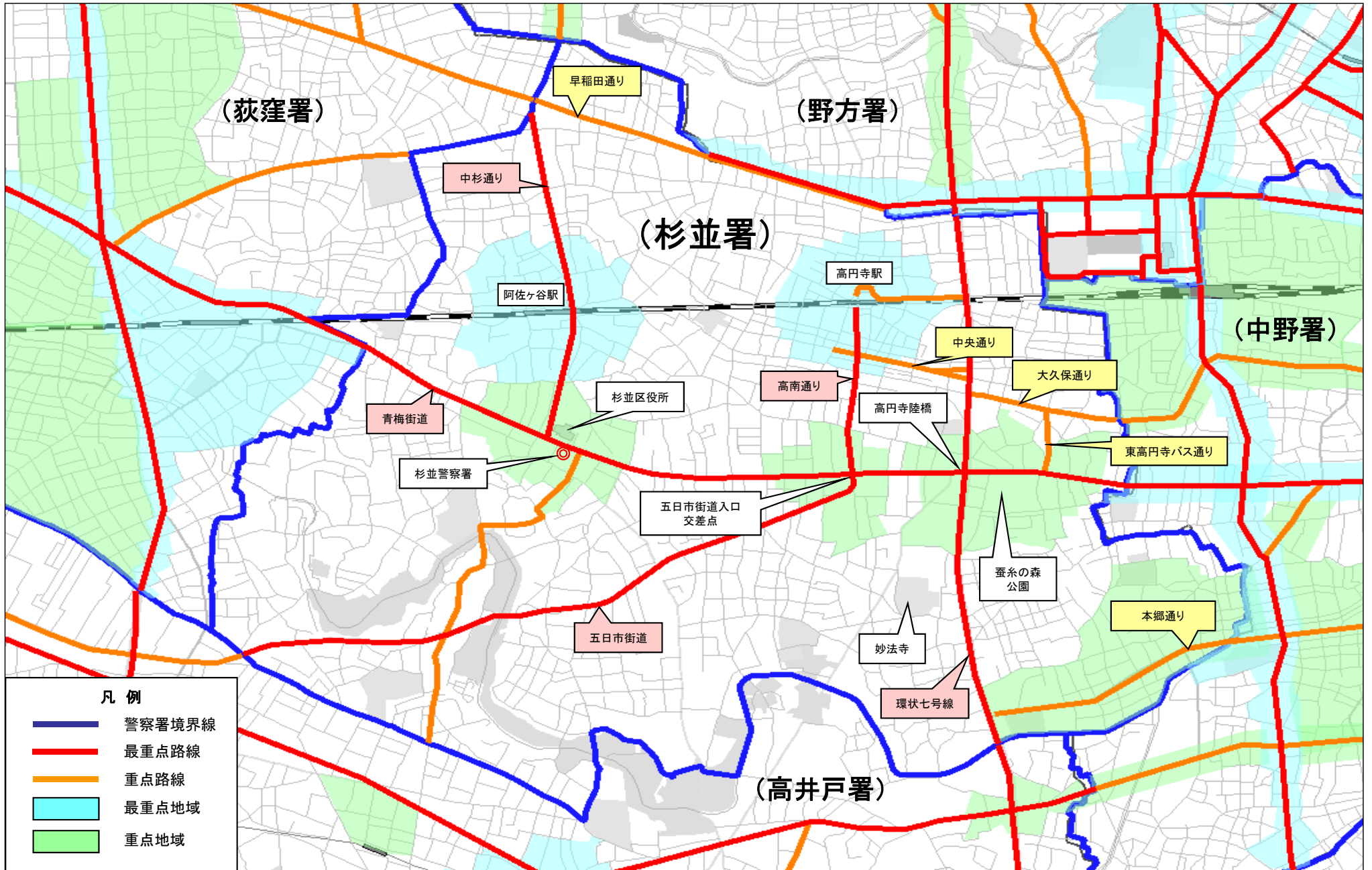
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR高円寺駅周辺	9-22	
2	JR阿佐ヶ谷駅周辺	9-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	東京メトロ丸ノ内線東高円寺駅周辺	7-22	
2	東京メトロ丸ノ内線新高円寺駅周辺	7-22	
3	東京メトロ丸ノ内線南阿佐ヶ谷駅周辺	7-22	
4	本郷通り南地区(和田1丁目1番~10番、和田2丁目1番~7番)	9-22	
5	本郷通り北地区(和田1丁目11番~40番、和田1丁目45番~57番、和田2丁目8番~20番)	9-22	

杉並警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z20LC第310号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。